

令和2年4月

お取引事業者 各位

公益財団法人 鳥取市環境事業公社
理 事 長 星見 喜昭

緊急事態宣言における業務対応についてのお知らせ

貴社ますますご盛業のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご愛顧を賜り深謝いたします。

新型コロナウイルスが世界中に蔓延する中、緊急事態宣言の発令につき鳥取市内においても感染者が確認され不安な生活を強いられていることを受け、下記の方針で業務を定めさせていただきます。

お取引事業者様におかれましては、ご迷惑とご不便をおかけしますが、前代未聞の大変な状況であり、今は何よりも感染拡大防止とお取引先の皆様の健康と安全第一に配慮した業務を下記のとおり遂行してまいりたいと考えています。

皆様には大変ご迷惑をおかけすることになりますが、なにとぞ事情ご賢察の上、ご協力のほど、伏してお願い申し上げます。

記

1 期間について

令和2年4月27日～令和2年5月6日（緊急事態宣言の期間）

※政府からの発令に伴い、変更の可能性がございます。その際は改めてご案内いたします。

2 営業業務について

お取引事業者様の訪問につきましては、不要不急な場合以外は電話やメールでの対応を取らせていただきます。また、訪問活動やご挨拶のための直接面談は、可能な限り控えさせていただきます。

3 管理体制について

3密の回避、マスク着用、手洗い、収集車両の除菌、体調報告等を全職員が実施しております。ご来社・ご訪問の際は、アルコールによる手指消毒、マスクの着用にご協力いただきますようお願い申し上げます。

4 罹患発生時の対応

万が一、弊社職員に罹患が発生した場合は、速やかに保健所、医師の指導のもと、濃厚接触者の確認を行うと共に、お取引業者様には、その後の事態の対応をホームページ等で速やかに開示します。

また、収集業務につきましては継続事業であることを踏まえ全力で収集いたしますが、発生状況によっては、【別紙1】業務優先順位のとおり収集することになります。

今後、情勢と政府方針等により対応を変更させていただく場合がございますので、予めご了承くださいませようようお願い申し上げます。

その他、お気づきの点がございましたら0857-22-8585までご連絡ください。

【別紙1】

新型コロナウイルス感染症対策実施について（お知らせ）

（公財）鳥取市環境事業公社対応方針に基づいて、職員の感染が確定された場合の対応について以下のとおり実施します。

【優先的に収集運搬する品目】

種別	品目	優先順位
事業系廃棄物	可燃物	1
	食品リサイクル	
	医療系廃棄物	
	プラスチック	2
	廃プラスチック	
	発泡スチロール	3
	産廃一括(全品目)	4
	資源	5
	小型破砕	6
	パレット	7
	大型ごみ	8
	古紙	9
	蛍・電,コンテナ	10
	再資源	11
委託系廃棄物	可燃物	1
	プラスチック	2
	資源	3
	小型破砕	4
	ペットボトル	5
	トレイ	6
	古紙	7
	蛍光管・乾電池	8
	コンテナ	9
	大型ごみ	10

種別	業務内容	優先順位
し尿・浄化槽等	宅内排水管詰まり	1
	し尿汲み取り	2
	地域水道施設管理点検	3
	グリストラップ清掃	4
	し尿及び集落排水汚泥中継運搬	
	浄化槽管理点検	5
	浄化槽清掃	
排水管・下水道管清掃等	排水管詰まり清掃	1
	大雨に伴う災害対応	
	下水道管清掃	2
	下水道管調査	3